

カナダの私的年金と公平性のあり方

藤澤 陽 介

目 次

- | | |
|----------------|------------|
| 1. はじめに | 4. 公平性のあり方 |
| 2. カナダの年金制度 | 5. 終わりに |
| 3. 共通の非課税拋出限度額 | |

老後所得の準備を公平に支援するための年金制度の構築が求められている。諸外国の例をみると、カナダでは、加入している私的年金の種類によらず共通の非課税拋出限度額を設けており、働き方の違いによらず公平な税制上の取り扱いが行われている。本稿では、カナダの私的年金の概要と共通の非課税拋出限度額の仕組みについて解説する。

1. はじめに

2015年、カナダ自由党はカナダ総選挙で10年ぶりの政権交代を果たした。43歳の若さで首相に就いたジャスティン・トルドーは、新内閣で男女同数を登用し、海外メディアからの注目を集めた。新内閣発足の記者会見で男女平等を重要視した組閣の理由を問われたトルドー首相は、「Because it's 2015!」とユーモアを交えた一言で聴衆の歓声を集めた。

カナダは多様性の国である。しかしながら、戦後のカナダはそうではなかった。白人こそ真のカナダ人というホワイト・カナダ政策を推進し、非

ヨーロッパ出身労働者を規制していた。中国人の入国を制限するための人頭税も存在していた。

1960年代に入り、人種差別的な政策であったカナダは徐々に方針転換を図っていった。そして、1971年に多文化主義政策を提案したのが、ジャスティン・トルドーの父、ピエール・トルドーである。ジャスティン・トルドーの「Because it's 2015!」という言葉には、父の多様性を重視した政策の提唱から半世紀がたとうとする今だからという思いが込められているのであろう。

ピエール・トルドーが提案した多文化主義は、その後の議論を重ね、1988年に連邦議会で制定された。その2年前の1986年に「雇用衡平法」



藤澤 陽介（ふじさわ ようすけ）

住友生命保険AIオフィサー、早稲田大学大学院会計研究科講師。大手信託銀行、ベンチャー生保、外資系再保険会社を経て現職。日本保険・年金リスク学会（理事、評議員）、日本アクチュアリー会ERM委員会（委員長）、国際アクチュアリー会EFRフォーラム（副委員長）。ウォータールー大学アクチュアリアル・サイエンスの修士号を取得。